平成 23 年度の個別労働紛争解決制度の利用状況

三重労働局

1 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数

三重労働局では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、 県内 7 箇所に総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成 23 年 度の1年間に寄せられた相談は14.743件であり、過去最多の利用件数となっ た(図1)。

このうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上 の個別労働紛争に関する相談(労働関係法令上の違反を伴うものを除く。)は 3,962 件であった。この状況下、平成24年4月から三重労働局企画室の総合労 働相談コーナーに「いじめ・嫌がらせ」の労働相談担当者を配置しました。



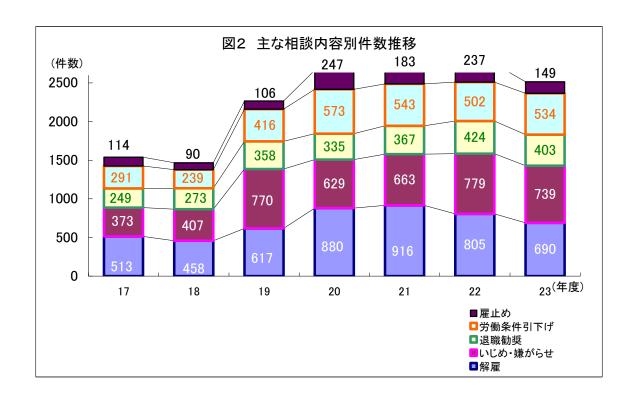
(2) 相談内容

民事上の個別労働紛争に関する相談 3.962 件を件数順に相談内容をみると、

- ① いじめ・嫌がらせ
- 739件(18.6%)
- 前年度比 5.1%減
- ② 解雇(普通・整理・懲戒) 690件(17.4%)
- 前年度比 14.3%減

- ③ 労働条件の引下げ
- 5 3 4 件 (13.5%) 前年度比 6.4%増

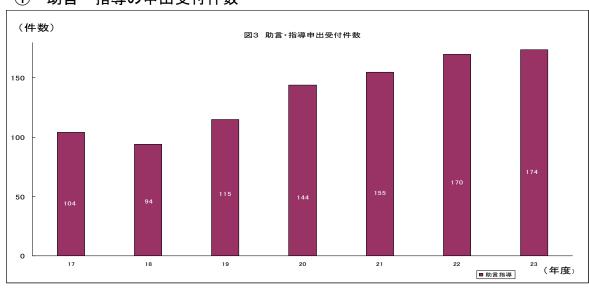
であった。(図2)



2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

上記1の民事上の個別労働紛争の相談事案のうち、当事者間で紛争の自主的な解決に至らなかった事案については、個別労働紛争の解決を図るための裁判外紛争処理制度として、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん制度を運用している。

- (1) 三重労働局長による助言・指導の状況
 - ① 助言・指導の申出受付件数



助言・指導の申出受付件数は 174 件で、前年度より 4 件増加した(図 3)。

② 助言・指導申出の内容

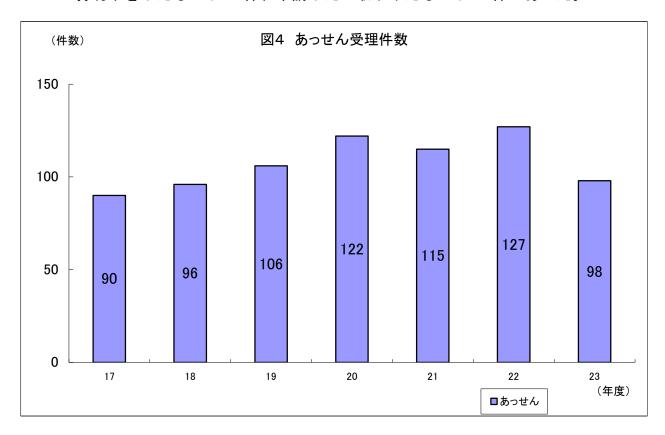
助言・指導申出の内容をみると、いじめ・嫌がらせに関するものが 40 件 (23.0%) と最も多く、次いで、解雇 (普通・整理・懲戒) 24 件 (13.8%)、自己都合退職 22 件 (12.6%) となっている。

(2) 三重紛争調整委員会によるあっせんの状況

① あっせん受理件数

平成23年度において、三重紛争調整委員会によるあっせん申請を受理したものは98件であった。(図4)

前年度からの繰越分を含めて、平成 23 年度にあっせんの手続を終了した ものは 99 件で、このうち合意成立は 34 件、あっせんで合意しなかった等 で打切りをしたものは 50 件、申請したが取下げたものは 15 件であった。



② あっせん申請事案の主な内容

平成 23 年度に受理したあっせん事案についての内容をみると解雇 (普通・整理・懲戒)に関するものが 32 件 (32. 7%)、次いで、いじめ・嫌がらせ 25 件 (25. 5%)、労働条件引下げ 14 件 (14. 3%) となっている。

(3) 具体的事例

助言・指導、あっせんの具体的な事例は別紙のとおりである。